

2010年10月22日

国際原子力開発（株）3つの行動規範

近年、アジアを含めた新興国のエネルギー需要の伸びは目覚ましいものがあり、エネルギー安定供給の実現は、急務である。原子力発電は、その安定供給を実現するとともに、ゼロエミッション電源として低炭素社会の実現のために重要な電源である。

当社は、原子力発電を新規に導入する国の要望に応え、我が国が半世紀に亘って培ってきた原子力発電の建設、運転保守、人材育成等の技術・ノウハウを官民一体となって包括的に提案することを目的に設立されたものである。

原子力エネルギーの平和利用にあたっては、3S-Safety（安全）、Security（核セキュリティ）、Safeguards（核不拡散・保障措置）-を確保することが最も重要であり、当社は、原子力発電の新規導入国に対して、何よりも「3S」を持続的に確保するという「安全文化の定着」を目指しつつ、信頼性の高い原子力発電の実現のために、以下の3つの行動規範を遵守していく。

1 3S確保を最優先とする安全文化の定着

- ・私たちは、我が国が核不拡散や原子力安全を目指し、徹底した取り組みを実施してきたことを踏まえて、原子力新規導入国に対しては3Sの確保が何よりも最優先であることを常に説明し、その普及ならびに定着に協力します。
- ・私たちは、新規導入国に対して、3Sを持続的に担保できる枠組みを提案します。

2 新規導入国への提案活動

- ・私たちは、原子力新規導入国からの受注獲得というミッション達成のために、相手国の要望を十分に把握して、それに応えた建設・運転保守等の包括的提案や受注活動を国・電力会社・メーカー等と一体となって取り組んでいきます。
- ・私たちは、原子力新規導入国と我が国の技術基盤や運転保守経験を共有することにより、国内の原子力発電運営との相乗効果を目指します。

3 ステークホルダーおよび社会からの信頼

- ・私たちは法令およびその精神を遵守し、社会のルールに従って行動します。
- ・私たちは業務の透明性の向上に努め、法令・社内ルール・企業倫理に反する行動があった場合は速やかにこれを是正します。
- ・私たちは独占禁止法や海外の競争法などを遵守し、取引先と公正・透明な取引をおこないます。
- ・私たちは情報の財産価値を認識して、営業活動で得られた第三者に関する情報は厳正に管理し、漏洩を防止します。
- ・私たちは、公務員や政治家等に対して、法令および健全な商慣習に反し営業上の不正な利益を得るために、金銭、報酬、接待、贈物その他形態のいかんを問わず利益を供与しません。

以上